

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年2月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 件名
ウイルス対策ソフトウェア使用許諾権の調達
- (2) 仕様
ウイルス対策ソフトウェア使用許諾権の調達仕様書による。
- (3) 納品期限
令和7年4月1日
- (4) 業務場所
県内の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 島根県が行う入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「文具・事務用機器類」、中分類「情報処理機器」）に登録されている者であること。
- (8) 島根県内に本店を有する者であること。

3 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件である。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年2月28日（金）17時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び所定の提出資料を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができ

ない。

5 入札期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和7年3月10日（月）10時から令和7年3月11日（火）16時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

令和7年3月11日（火）16時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部情報システム推進課
情報総務係 電話：0852-22-5700

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月12日（水）9時30分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部情報システム推進課
情報総務係 電話：0852-22-5700

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和7年2月28日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から令和7年2月28日（金）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の9時から17時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部情報システム推進課
情報総務係 電話：0852-22-5700

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、入札保証金の算定方法は、入札説明書による。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、契約保証金の算定方法は、入札説明書による。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 入札の失格

入札の期間中に入札書又は辞退届を提出しなかった者は失格とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（総務部情報システム推進課）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

本契約は、令和7年度予算の議会における成立を前提としており、令和7年度予算の議決がない場合は入札を中止する。